

## 分収造林事業等プロポーザル審査委員会設置要領

### 1 目的

分収造林事業等を発注するにあたり、プロポーザル等にかかる企画提案の内容の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選考するために「分収造林事業等プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### 2 審査委員会の構成

審査委員会は別紙の審査委員で構成する。審査委員はその職名を補佐する者であれば代理できるものとする。

また、必要に応じて、外部の学識経験者等を委員に加えることができる。

### 3 役割

審査委員会の役割は次のとおりとする。

- (1) 企画提案の内容の審査
- (2) 契約の相手先となる候補者の選定
- (3) その他審査に関して必要と認めるもの

### 4 審査委員長職務等

- (1) 審査委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。
- (2) 審査委員長に事故があるときは、あらかじめ審査委員長の指名する審査委員がその職務を代行する。

### 5 審査委員会

- (1) 審査委員会は、審査委員長の了承の上で事務局が招集する。
- (2) 審査委員会の議長は、審査委員長があたる。
- (3) 審査委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

### 6 意見の聴取

審査委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### 7 事務局

審査委員会の庶務を行わせるため、事務局を生産販売課に置く。

### 8 守秘義務

審査委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 9 審査結果の開示

審査委員の氏名及び審査結果は開示する。

### 10 その他

この要領で定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員長が別に定める。

(別紙)

分収造林事業等プロポーザル審査委員名簿

| 役職名      | 職名、所属等            |
|----------|-------------------|
| 審査委員長    | 副理事長              |
| 審査委員     | 総務・企画開発課長         |
| 審査委員     | 契約管理課長            |
| 審査委員     | 生産販売課長            |
| 審査委員     | 森林管理課長            |
| 審査委員（外部） | 滋賀県森林政策課県産材流通推進室長 |